

定款第4条 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナ:業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取りことによって、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むことと

(2-1)ビルクリーニング技能士の技術向上研修会の実施

(2-2)清掃作業従事者研修指導者講習会、清掃作業従事者法定研修会の実施

(2-3)ビル設備管理技能士の技能向上研修会の実施

建物保全委員会

委員長 木谷 良恵

建物保全委員会 年間事業フレーム

	2025年						2026年					
事業名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
清掃作業従事者法定研修		4時間2日間										
清掃作業従事者研修指導者講習会(再)									7時間1日			
清掃作業従事者研修指導者講習会(新)									7時間1日			
部会	部会打合せ							部会打合せ				
打合せ内容	日程・担当を決める 募集要項を作成						日程・担当を決める 募集要項を作成					
床・カーペット・壁面洗浄基礎講習会							講習会と自主勉強会					
部会						部会打合せ						
打合せ内容	日程・担当を決める 募集要項を作成											
ビル設備管理技術勉強会		3時間10回										
部会	部会打合せ											
打合せ内容	日程・担当を決める 募集要項を作成											

